保安活動におけるプロセスと記録の信頼性確保の考え方について

1. はじめに

事業者検査の独立性については、検査制度の見直しに関するWG第15回(平成30年2月26日)及び第19回(平成30年7月2日)において、事業者の独立性確保方針について説明している(例えば、組織的独立とは工事実施箇所とは別の組織を指すとの考え方を示し、その具体例として原子炉課に対するタービン課も組織的独立が確保できる旨を説明)。

第15及び第19回の検査制度の見直しに関するWG結果を踏まえた組織的独立の確保を行った上で、保安活動におけるプロセスと記録の信頼性確保の考え方について以下の通り整理した。

2. プロセスと記録の信頼性確保の目的

保安活動の中では、要求事項への適合性を検証するために、ホールドポイントを適切に設けて、使用前事業者検査等*1又は自主検査等*2(以下、区別して記載しない限り「検査等」という。)により合否判定を実施する。

検査等においては、ホールドポイントまでに実施された保安活動、並びに検査等の実施における、各プロセスの信頼性が確保されていることについて、確認することも必要となる。

また、合否判定を記録検査により実施する場合は、記録の信頼性が確保されている必要がある。

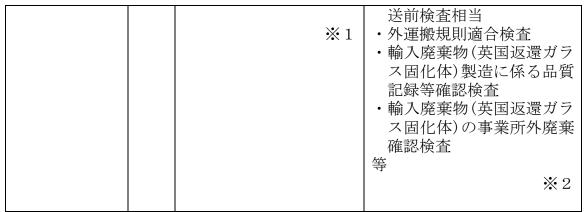
これらプロセスと記録の信頼性は、**表 1** に示す独立のグレードに応じた体制により確認することで確保し、検査等の合否判定を確実なものとする。

*1:使用前事業者検査、定期事業者検査をいう。

*2:要求事項への適合性を判定するために事業者が行う合否判定基準の ある自主的な検査等をいう。

= 1	独立のグレ-	いんしょ いんしょう	こた体制とその対象	
オマ 丨	3H \	-トに応じ	ノー・1人 玉川 / ケーハ・いう	
1X I		1 1 - m - C	ノノニアかけい に ししょかしか	•

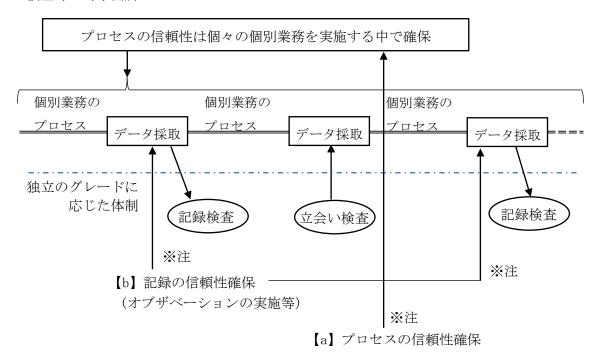
保安活動 独立(のグレードに応じた体制	対象
使用前事業者 検査等	恒	・組織的独立(工事実施 箇所に対して検査実施 箇所を設ける等)	・使用前事業者検査 ・定期事業者検査
自主検査等	中	・直接の工事担当者からの独立・発注者と受注者の関係による独立	・外運搬における、炉規法第59 条に基づく輸送物発送前検査・内運搬における、輸送物発



※1:原子力の安全を確保することの重要性に応じて、独立性の程度を高める。 また、独立のグレードに応じた体制は、組織の状況に応じて設定する。

※2:設備等が所定の機能を有しているか確認する「試験」は除く。

検査等の対象箇所



※注:検査等に応じ「4. プロセスと記録の信頼性確保の実施方法」に示す内容に沿って実施

図1 信頼性を確保する個所

3. 信頼性確保の考え方

検査等の対象箇所においては、QMS に従い個々の個別業務を実施することにより、プロセスの信頼性を確保している。

以下に、使用前事業者検査等に関して、検査等の対象箇所の個別業務の例を 示す(自主検査等においては個別業務の内容に応じて適切な事項を設定する)。

【使用前事業者検査等の例】

① 検査等の対象箇所の体制が、保安規定で定められる保安に関する組織、 職務と一致していること。

- ② 検査等の対象箇所の作業が、検査の方法に関する規定類に従って実施されていること。
- ③ 検査等の対象箇所の工程管理が、検査に係る工程管理に関する規定類に従って実施されていること。
- ④ 検査等の対象箇所における協力会社の管理が、作業に係る協力会社の 管理に関する規定類に従って適切に実施されていること。
- ⑤ 検査等の対象箇所における要員の力量が、検査等に係る要員の力量に関する規定類に従って、適切に管理されていること。
- ⑥ 検査等に係る記録の管理に関する規定類に従って、記録の管理が適切 に実施されていること。
- ⑦ 検査等の間で生じる不適合等が、CAP により確実に処理されていること。

従って、独立のグレードに応じた体制においては、以下を実施することにより、プロセスと記録の信頼性を確保する。

3.1 プロセスの信頼性(図1の【a】)

独立のグレードに応じた体制に従い、適切な時期と頻度で、検査等の対象箇所におけるプロセスの信頼性確保の状況を確認する。

3.2 記録の信頼性(図1の【b】)

独立のグレードに応じた体制に従い、検査等を立会いで実施する場合、 検査等の信頼性に疑義は生じ得ない。

一方で、独立のグレードに応じた体制で全ての検査等に立会うことは、 安全上重要な事項にリソースを集中させる点において有効でないため、実際の検査等では、設備の重要度等に応じて、抜取り立会い、記録確認を組み合わせて実施することになる。

この時、立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性を、以下の確認により確保する。

- ① 記録確認とする検査対象業務(データ採取)の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちによるオブザベーションとして実施する。
- ② ミルシートについては、不正の余地がないか等、ミルシート作成プロセスを独立のグレードに応じた体制により確認する(工場毎に独立のグレードに応じた体制に報告させる等、実施方法を工夫する)。

4. プロセスと記録の信頼性確保の実施方法

以下の考え方を原則とし、業務の状況に応じ、信頼性を確保可能な範囲で工夫しながら実施する。また、信頼性確保の結果を踏まえ、頻度の見直しを実施する。

4.1 使用前事業者検査

使用前事業者検査では、炉規則第14条の2第1項第3号に基づくQA検査として、以下を満たすよう実施する。

- ① 国が定めるホールドポイント前までに実施する。
- ② 工事主管箇所(保修課、土木建築課等)毎に実施する。

③ 使用前事業者検査対象の工事毎に1回以上実施する。ただし、同一工事主管箇所で複数の使用前事業者検査対象工事を行っている場合は、一定期間毎に複数の工事を対象として実施する。

4.2 定期事業者検査

定期事業者検査として、定期検査期間中に記録採取の実施組織毎に1回以上実施する。

4.3 自主検査等

具体的な活動は様々であることから、自主検査等に応じて設定した単位毎 に、1回以上実施する。

以上